

引当金の測定に係る論点の検討進む—ASBJ、引当金専門委

去る4月28日、企業会計基準委員会は第5回引当金専門委員会を開催し、測定に係る論点の検討を行った。なお、論点の構成については本誌3月20日号情報フラッシュを参照されたい。議論のポイントは次のとおり。

論点Ⅰ(測定)の基本的な考え方

- ① 引当金の測定の基本的な考え方を定めるか
- ② 測定日で現在の債務を決済・移転するための金額「現時点決済概念」と、将来において債務を消滅させるために要求されることが見積られる金額「究極決済概念」についてどのように取り扱うのか
- ③ 決済概念と移転概念(現時点決済概念)に関連する論点

・IAS 37号改訂公開草案(ED)のように現在の債務を決済・移転することに関する論点か
 ・現在の債務を決済・移転するために支払うことが求められる最も低い金額を合理的に支払うことを記述しているのか

論点Ⅱ(現在価値への割引の要否)

- ① 負債の現在価値への割引に関する一般原則を設けることの要否
 コンバージエンスの観点から、現在価値への割引に関する一般原則を定めることが考えられる。
- ② どのような場合に現在価値に割り引くか
 割引率の使用は現在価値計算に欠くべからざる要素として貨幣の時間価値が大きい場合に限定しないことが考えられる。

- ③ 割引率に負債特有のリスクを反映させるか否か
 (i) EDのように将来キャッシュ・フローと割引率のいずれかに反映させる方法、(ii)米固基準のように信用リスクのみを割引率に反映させ、他のリスクは

将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法、または(iii)日本の資産除去債務会計基準のようにリスク・フリー・レートを用いる方法が考えられる。

- ④ 事後測定において使用する割引率
 コンバージエンスの観点から、各貸借対照表日時点でのその時の状況を反映するように修正する一方で、非金融負債に関しては途中での負債の決済は通常ないこと等の理由から、当初認識時の割引率への固定も考えられる。

論点Ⅲ(期待価値方式への一本化への適否)

EDでは、単一の債務についても最頻値による測定を削除する根拠として、債務の決済・第三者への移転のために企業が合理的に支払う金額で測定するというEDの負債測定原則との矛盾を挙げているが、EDへの反対コメントも多く、議論の帰趨を見据えつつ検討する必要がある。

金融商品会計見直し論点整理、公表へ向け最終段階へ

ASBJ、金融商品専門委

去る4月30日、企業会計基準委員会は第51回金融商品専門委員会を開催し、現行基準の見直

しに関する論点整理の公表に向けた検討を行った。

ASBJでは「東京合意」をふ

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(水)まで	①源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(5月分)	
6月30日(火)まで	②法人の確定申告、納付、延納届出(平成21年4月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③法人税の申告期限延長特例法人 21年3月期(1月延長)単独申告法人 21年2月期(2月延長)連結申告法人 ④消費税の課税期間短縮法人の申告 毎月申告(1月ごと)21年4月期 四半期(3月ごと)7、10、1月期 ⑤法人の中間申告(半期分)、納付(10月期決算法人) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑥法人消費税の中間申告、納付 (直前期確定年税額) 400万円超(四半期分)7、10、1月期 4,800万円超(毎月分)3月期 ⑦個人住民税の納付(第1期分) 都道府県民税、市区町村民税	②～⑥法人の事業年度終了日は各月末日とする。 ③申告期限延長法人は見込納付を行う。 (注)延納、物納または、納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納税者は、当該国税の利子税を納付しなければならない(通則法64①)。 ④消費税の特例の選択、変更、取りやめの届出期限は、その適用の選択、変更、取りやめを行う課税期間の初日の前日まで。 ⑥消費税の直前期確定税額には、地方消費税が含まれていない。 ⑦納付期日は条例で定める日である。 通常は6月末日であるが、通知書の納期限を確認すること。

また、2011年をめぐりに現行基準の見直しを目指している。本専門委員会での検討は今回が最後。

今回の専門委員会ならびに5月7日に行われた本委員会では、どのような点についてコメントを要望しているかを明確に

会計

繰延資産の実務対応報告、廃止か—ASBJ、無形資産専門委

去る4月30日、企業会計基準委員会は第20回無形資産専門委員会を開催した。

今回は前回に引き続き論点整理の内容を審議した。特に今回議題となったのは繰延資産の取扱いについて。現行では、実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」において、①株式交付費、②社債発行費、③創立費、④開業費、⑤開発費の取扱いが示されているが、この取扱いの廃止の可否等について検討された。主な内容は次のとおり。

◆実務対応報告19号の取扱い

案1…実務対応報告19号を廃止する

(理由)

・無形資産の包括的な会計基準を開発する上で、従来必ずしも関係が明瞭とはいえないかつ

するため、論点ごとに「コメント提出者への質問」が設定された。本論点整理は21日にも公表議決される予定。

なお、今後、金融商品専門委員会では、公正価値測定に関する論点整理へ向けた検討を行うていく。

た無形資産と繰延資産を整理することができるとともに、取扱いの明瞭化を図ることができる。

・わが国特有の項目をなくすことにより、国際的な会計基準とのコンパジェンスに資する。

案2…実務対応報告19号を残す

(理由)

・(これまで繰延資産を計上する根拠と考えられてきたと思われる)収益と費用の対応、期間利益の平準化を考慮する必要のある場合については、引き続き、繰延資産の計上を認めることが考えられる。
・会社法との整合を図れる。
・現行の取扱いを継続するため、会社の事務処理上、追加の負荷がかからない。

1960年代の中頃は、学園ツとは違います」と論じて難紛争が花盛りであった。有名な東大での安田講堂事件は1969年であった。何か分からないうちに、学生運動が盛り上がり、機動隊が安田講堂に突入り、機動隊が安田講堂に突入りした。

筆者が東北大学の学生の頃、ここも例外ではなかった。拡声器を持った左翼の学生が教授を質問で吊るし上げた。大半の質問は忘れてしまったが、今でも妙に記憶に焼き付いているものがある。それは、「会計学は学なのか」、「学であれば、どのような質問とての方法論に成立しているのか」、「そもそも会計学は学ではなく、単なる技法ではないか」、「その技法は資本家に奉仕するものではないか」という質問である。唯物史観による証明を信奉する新左翼の連中から

「明法がないというのが主張であった。これに対して、原価計算論の教授(故人)は真面目に答えようとした。が、その声も、もともと聞く耳を持たない新左翼からの怒号でかき消されてしまった。次に、矢面に立った若手の会計学の教授は、「一度、私の本を読んでください。読んでから質問して下さい。会計学はハウ



は、会計学が何を目的とした学問であるかが明確ではないといけない。医学は命、神学は神、法学は権利や正義、物理学は自然の法則の発見とか、目的が浮かび上がるが、会計は何に奉仕する学問なのか。

ちなみにノーベル賞に工学、商学あるいは会計学という部門がない。伝統的な学問じゃないからしいが、実に肩身が狭い。世の中には十分に役に立っているにもかかわらず、である。

理系の先生も、論文引用しない論文は果たして論文なのか疑わしいという。自分に都合のよい引用だけなら、思い込みによる勘違いを排除できないからである。それを排除したという証明は容易ではない。

最近、このような批難を一蹴する事態が進行中である。IT時代になって、企業や政府の財務情報が入手しやすくなってきた。統計もエクセルがあれば、比較的容易に処理できる。大型計算機は要らない。だから、最近の会計論文も、先行論文、仮説、証明の3点セットがある論文が増えている。あの頃の会計学は学とは言い難かったかもしれないが、最近では学としての方法論が確立されつつあるのである。

岡崎 一浩(愛知工業大学教授)

◆現行の繰延資産への無形資産の認識要件のあてはめ

仮に案1を採用した場合、現行の繰延資産について、次のように対応することが考えられる。

① 株式交付費

海外では、従来、株式交付費を資本から控除する扱いとされてきたが、現在、これを費用として取り扱うことが検討されている。繰延資産を廃止した場合、海外の取扱いを踏まえて検討することによい。

② 社債発行費

無形資産に該当するものも含まれている可能性がある。

③ 創立費・④ 開業費

創立時や開業時のみの支出につき、特別な取扱いを定めることには合理性がないのではないかと。

⑤ 開発費

無形資産に該当するものも含まれている可能性がある。

会計

IASB公開草案「認識の中止」はSPCC専門委員会で検討

IASB、SPCC専門委員会

去る4月30日、企業会計基準委員会は第48回特別目的会社専門委員会を開催し、4月13日までにコメント募集を行っていた「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」(SPCC論点整理)についてのコメント分析や、IASBが3月に公表した公開草案「認識の中止」へのコメント対応等を行った。

今回の専門委員会での主な議論は次のとおり。

論点整理のコメント分析

本論点整理については、さまざまな団体から14件のコメント

IFRSでは、社債の金額から控除する扱いとなっているが、米国会計基準では、繰延費用の取扱いとなっている。この取扱いは、本専門委員会の検討対象ではない。

③ 創立費・④ 開業費

創立時や開業時のみの支出につき、特別な取扱いを定めることには合理性がないのではないかと。

⑤ 開発費

無形資産に該当するものも含まれている可能性がある。

が寄せられたが、本論点整理へ肯定的なものが多かった。

ただ、今後は法的形式による画一的な取扱いではなく、経済的な実態の考慮をしていく。また、引き続き国際的な動向を踏まえつつ検討を行っていく予定。

IASB・公開草案「認識の中止」に対するコメント検討

IASBでは公開草案(E.D)「認識の中止」を本年3月31日に公表し、7月31日までコメントを募集している。また、IASB・FAISBは2006年2月に「認識の中止」をMOU項目と

して位置づけていたが、昨今の金融危機を受けて作業を加速化させている。

ASBJでは、本専門委員会にてコメント検討ならびに作成を行って対応する予定。

● E.D「認識の中止」の概要

どのような条件を満たした場合に、財政状態計算書において過去の認識した金融資産・負債の認識を中止(オフバランス)するかに関して新たなアプローチ

を提案するもの。

具体的には現金と引換えに金融資産を第三者に譲渡したものの、譲渡人が譲渡資産に対してコール・オプションなど何らかの関与を引き続き有している場合など、単純な売却ではない資産の譲渡を、①資産の売却(売買取引)とみなすのか、②資産を担保とする借入(金融取引)とみなすのかに関する判断基準を示している。

会計

四半期財務諸表における「GIC注記」公開草案、5月末にも公表

IASBJ

去る5月7日、企業会計基準委員会は第176回企業会計基準委員会を開催し、各専門委員会における検討状況の報告等を行った。今回の主な議論は次のとおり。

四半期財務諸表におけるGIC注記の取扱いについて

継続企業の前提に関する注記(GIC注記)の取扱いについて、四半期決算についても年度での取扱いと同様の方向性で見直しが行われることとなった。改正の対象範囲が限られていることと、迅速性が求められることから、本委員会のみで審議を行っていく予定である。

グ・リースという2つの会計モデルを有しており、特にオペレーティング・リースがオフバランス処理されている点に対応するため、新しいリース会計基準におけるアプローチ案を要約したもの。

●本DDPの目的および今後の作業計画
本プロジェクトはIASBとFAISBのMOU項目の1つで、2011年上半期には新リース会計基準を公表する予定としている。

ASBJにおいては本年7月17日までにコメントの検討および作成を行い提出する予定。また、IASBにおける検討状況を踏まえて、わが国のリース会計基準とIFRSとのコンパリエンス作業を進めていく。

EPS専門委員会における検討状況について

IASBの4月のボード会議では、「負債と資本の区分」および「財務諸表の表示」プロジェクトが完了するまでEPSプロジェクトを一時中断することとした。また、金融危機対応が一段落した時点で改めて本プロジェクトの今後の進め方を検討することとしている。

ASBJのプロジェクト計画

本DDPは現行のリース会計基準に対する批判(ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区別)を踏まえて日本の「EPS会計基準」を改正する公開草案の公表が2

009年4～6月に予定されていた。

しかし、今回のIASBの決定を受け、ASBJではIASBのEPSプロジェクトの中断により、短期間に複数の改正を行うのは実務面で負担が大きい等の理由から、今後の日本基準の改正をどのように行うかを改めて検討していくこととなった。

企業結合専門委員会における検討状況について

本専門委員会では、ステップ2として企業結合に関する論点整理の検討が進められており、今までに「少数株主持分」「取得原価の算定」等の論点が議論されてきた本誌5月10日・20日合併号・情報フラッシュ等参照。

次回以降、「のれんの会計処理」や「子会社の支配喪失」の論点を検討したのち、7月2日の企業会計基準委員会にて論点整理の公表議決を目指している。

会計

財務諸表の表示に関する論点整理、7月上旬にも公表議決予定

— ASBJ、財務諸表表示専門委員会

去る5月12日、企業会計基準委員会は財務諸表表示専門委員会を開催し、財務諸表の表示に関する論点整理の文案検討を行った。

本論点整理は現行のIASI号、およびIFRS5号とのコンバージェンスのうち、「包括利益の開示」、「廃止事業」などについて検討を行うもの。

本論点整理は7月2日の企業会計基準委員会にて企業結合の論点整理とともに公表議決が予定されている。

今回の主な議論は次のとおり。

- 廃止事業に関連する損益の計算書における区分表示
 - 廃止事業に関連する損益を、継続事業に関連する損益と区分して損益計算書に表示すべきか。
- 今後の方向性
 - 区分表示が利用者の将来キャッシュ・フローの予測に資するのであれば、区分表示を検討していきたい。
 - 区分表示する場合、その収益および費用を個別の科目ごとに開示する有用性は乏しいと考えられる。また、国際的な会計基準の取扱いを参考にし

- 売却目的保有の非流動資産の賞借対照表における区分表示
 - 売却目的保有の非流動資産を、継続して使用する通常の資産と区分して貸借対照表に表示すべきかどうかを検討する。
- 今後の方向性
 - 近い将来に売却が予定されている非流動資産を区分して表示することで、利用者が「廃止事業に関連する損益の区分表示」とあわせてこの情報を活用できると考える。
- 「非継続事業」か「廃止事業」か
 - IFRSでは子会社株式の一部売却においても、親会社支配は喪失することが見込まれているとみて売却目的保有に区分されるが、今回の論点整理での取扱いはどうするか。
 - この点については、企業結合専門委員会とも足並みをそろえて検討を行っていく。
- 「非継続事業」か「廃止事業」か
 - 今回の委員会で専門委員からは、廃止事業という名称が開示例からも使用されていないことに鑑み、「非継続事業」という名称を使用してはどうかという意見があった。
 - ただ、「非継続事業」という名

経理用語の豆知識

連結財務諸表に係る会計基準



平成22年4月1日以後実施される企業結合および事業分離等に関する会計処理および注記事項から適用される(早期適用も可能)連結財務諸表に係る会計基準では、次の点で変更または取扱いが明らかにされている。①連結貸借対照表の作成に係る会計処理に係る企業結合および事業分離等に関する事項のうち、本基準に定めのない事項については当該会計基準の定めに従って処理すること。②連結貸借対照表の作成にあたっては、全面時価評価法(支配獲得日の時価により評価する方法)により評価すること。③支配獲得時における投資と資本の相殺消去によって負のれんが生じると見込まれる場合には、子会社の資産および負債の把握ならびにそれらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、生じた負のれんについては、当該負のれんが生じた事業年度の利益として処理すること。

会計

退職給付会計論点整理のコメント対応案が示される

— ASBJ、退職給付専門委

称を使うことになると、「継続事業」の定義が現状ではあいまいなため、①「非継続事業」を定義して、それ以外を「継続事業」とするが、②「非継続事業」および「継続事業」のどちらの定義も定めるか、今後も引き続き検討が進められる見込み。

去る5月13日、企業会計基準委員会は第51回退職給付専門委員会を開催した。今回は、本年1月22日から4月6日まで意見募集に付されていた「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」についてのコメントの対応

- 案とIASBの最新動向について議論された。主なコメント対応案については以下のとおり。
- 退職給付債務および勤務費用の会計処理
- 予測単位積増方式による測定方法等の見直しは、国際的な

動向とあわせて当面は行わない。

・退職給付債務および勤務費用の測定方法に関しては、退職給付見込額の期間帰属方法について、慎重論も考慮しつつ、見直しの検討対象とする。

・予定昇給率へのベースアップの反映は見直さないこととする。

・割引率（支払の見積り時期や給付金額を考慮する見直し）は、考慮すべき事項を留意しつつ見直しを行う。

・小規模企業等における簡便法については、廃止について検討を優先する必要性は乏しい。

・期待運用収益の取扱いについては、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・期待運用収益の廃止を前提としない場合、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定することを明示する必要があるか、引き続き検討する。

・退職給付信託の取扱いについては、「何らかの見直しが必要」、「一定の退職給付信託については年金資産の適格性に問題はない」等のコメントを踏まえた検討を行う。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

その他、わが国の退職給付信託が、国際的な会計基準において年金資産となるか等についても検討する。

数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

数理計算上の差異の会計処理は、IASBの動向を見極めてから、B/S、P/Lにおける即時認識の是非、遅延認識の取扱いを検討する。その結論を待って、重要性基準と回廊アプローチの取扱いも検討する。過去勤務債務の会計処理は、IASBの動向をみて検討する。

その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

・清算と縮小の会計処理は包括的に取り上げるかは未定だが、退職給付債務および勤務費用の測定方法に関連する部分は取り上げる。

・その他の論点
・損益計算書における退職給付費用に係る表示については、数理計算上の差異の会計処理とあわせて検討する。

IAS12号「法人所得税」公開草案へのコメント検討はじまる

IASB、国際対応専門委

去る5月13日、企業会計基準委員会

委員会は第78回国際対応専門委員会を開催した。

今回の開催は今年3月31日にIASBが公表したIAS12号「法人所得税」を改訂する公開草案へのコメントを検討するため。

法人所得税プロジェクトは、IASBとFASBの共同プロジェクトであり、MOU項目の1つ。ただし、FASBは昨年9月に短期コンバージョンプロジェクトの進め方を見直すこととしたため、今回の公開草案はIASB単独の公表となっている。

なお、本公開草案のコメント期限は2009年7月31日とされ、今年1月時点でのIASBの作業計画によれば、2010年前半に最終基準を公表する見込みとされている。

◆公開草案の概要
企業の資産や負債が現在の簿価で回収または決済される場合に、支払われる、または受け取ることになる税金を認識することを目的とした、IAS12号

S F A S 109号「法人所得税の会計処理」は共通のアプローチ（一時差異アプローチ）を有している。しかし、両基準は一時差異アプローチについて異なる例外規定があるなど相違が存在する。

そこで、より簡潔な規定とするために同例外規定のほとんどすべてを削除する。両ボールドはまた、税金資産および負債の認識および測定の規定を、広く共通のものとする。

◆日本の実務に影響があると思われる点および事務局の意見
・ 税務ポジションの不確実性
本公開草案では、当期税金、繰延税金資産および負債は、企業によって報告された金額と関連するすべての情報に基づき、課税当局により調査された過程ですべての起こりうる結果の可能性に応じた加重平均額で評価されるべきであることを提案している。

しかし日本では、課税当局の権限が強く、保守的な税金計算が行われる傾向があるため、税務上の不確実性を考慮した会計

実務はあまり定着していないと考えられる。移転価格などの実務において仮に不確実性を考慮した税金費用計算を行うとしても、それぞれの起こりうるシナリオおよびそれらの発生可能性を客観的な証拠をもって説明することは非常に困難である。

そのような状況で、公開草案で提案されている加重平均法や、FIN48方式（可能性が50%超に達するまでの場合の積上げで見積る）は実務上困難であり、代替的に実務上対応可能な方法としては、最頻値法および中央値による方法が考えられる。

◆開示
本公開草案では、財務諸表をより有用なものにするために追加的な開示を提案している。しかし、日本基準における税効果会計に関する開示の要請はあまり多くなく、仮に本公開草案を適用した場合は相当数の注記事項が追加されることになる。多くの注記事項は、例外的な適用に関連する事項であり、開示を求めることに一定の合理性が認められると考えられるものの、税金の不確実性に関する注記については、その適用とあわせて十分な検討が必要であると考えられる。

◆公開草案の概要
企業の資産や負債が現在の簿価で回収または決済される場合に、支払われる、または受け取ることになる税金を認識することを目的とした、IAS12号

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2009年4月23日	安心して投資できる市場環境等の整備に向けて	東京証券取引所	第三者割当増資が既存株主の利益を棄損すること等から、株主保護に対する提言をまとめたもの。	—
2009年4月27日	法規委員会研究報告第10号「財務情報の保証業務等の契約書の作成について」、同研究報告第11号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」	日本公認会計士協会	従来使用されていた、法規委員会研究報告第3号「監査及びレビュー等関連業務の契約書作成について」等にかえて、保証業務等の契約について定めるもの。ひな型の見直し等が行われている。	—

金融

日銀の準備金増額と信認維持策

日本銀行は、当期剰余金の法定準備金としての積立額を、定められた当期剰余金5%相当額から3倍の15%に引き上げる旨を政府に申請した。

日銀のバランスシートは、5月10日現在の公表分では、負債および純資産を合計した総資産でみると約113兆円で、1年前と比較して約9兆円増加している。内訳は、全体として純資産額がそれほど変化のないなかで負債額が伸びている状況で、バランスシートの悪化を少しでも抑制したい狙いがあるものと考えられる。

この1年間のバランスシートの変化には、昨春秋以降明確になった世界的な金融危機を受けて、日銀が国内市場で流動性供給を活発化させ、金融政策を大きく緩和方向に舵を切った結果が如実に表れている。日銀当座預金が6兆円、買現先が4兆円、各々残高を増やしたことが最も象徴的だが、国債の保有残高も長期は3兆円減少、短期は微増と長期資金より短期資金の供給に力を入れてきた結果が表れた。さらに外国中央銀行への預け金、外国政府発行の国債保

有などで、外国為替勘定も約4兆円増加した。新たに始まった企業金融支援のため、1年前にはなかったコマースシャル・ペーパー等の勘定、8、350億円、社債1、000億円も加わった。

ただ、これらは量的というより質的に民間の事業リスクを直接日銀が負っている形になるため、別の意味で法定準備金の増強要因となっている。現在、世

証券

5月危機は克服できたのか

3月半ばから世界中の株価が上昇基調にある。日米市場では5月危機が唱えられてきたが、両国の株価は意外にあっさりと節目を超えてしまい、現状はやや拍子抜けの感がある。

この理由としては、①各国の実体経済の指標の中に最悪期脱出を告げるものが増えてきたこと、②リーダーであるアメリカ市場の懸念材料が何とかクリアできたことと評価されたこと、などが挙げられよう。

アメリカ市場では、ビッグ3の救済政策、金融機関の資産内

界的な金融不安が蔓延するなかで、他国の中央銀行などに比べて日銀や日本政府の信認が大きく揺らぐ状況にはなっていないが、為替市場や国債市場で市場が織り込み始める前に措置を行う重要性は異論のないところだろう。今回の準備金増額申請はその一環と捉えられるが、さらなる措置として明確な財政規律が政府、ひいては日銀の対外的な信認維持に重要だ。

政府紙幣発行など新規発行国債の日銀引受けと実質的に同義の、逆方向の議論とは異なる、明確なルール作りが政府に求められている。

容の審査(ストレステスト)の結果が焦点であった。両者とも内容はさほど高く評価されるものではなかったが、案ずるより生むが易し、のような感じで通過していった。実体経済の好転が発表内容の細かな問題点をどこかに追いやってしまったようだ。

日本市場では、企業業績の下方修正、金融機関の経営悪化の表面化などが懸念されてきた。折から企業収益は08年度の決算、09年度の予想が発表されているが、驚くような修正は起き

ていない。株価も回復基調を保っている。

こうした日米の株価の動向からは5月危機は克服できたことと評価できそうである。問題は今後の株価の動向である。日米の株価は引き続き、上値を追っているのかどうかということである。

まず問題は実体経済の動向である。アメリカ経済では消費、住宅などに回復・上昇傾向が出てくるのか、ということである。結論的には企業収益を押し上げる、好転させるほどの回復・上昇は期待できない。そうになると、アメリカ株価が上値を追っていけば、いずれ割高感が生じてくる。

日本市場の事情もアメリカとよく似ている。日本の実体経済は生産を中心に今後も緩やかな上昇が期待できよう。しかし、企業収益の見通しを大きく好転させるまでには至らない。

日本の株価は現状でも普通の投資尺度からは説明できない水準にある。さらなる上昇を期待するには景気のV字型回復が実現していくことが必要だ。

こうしてみると、日米とも株価は夏場あたりには調整場面を迎える公算が大きい。その間に実体経済の次の展開を待つということになる。